

令和5年第3回大玉村議会定例会会議録

第1日 令和5年6月15日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 斎藤 信一	2番 渡邊 啓子	3番 菊地 厚徳
4番 本多 保夫	5番 松本 昇	6番 佐原 佐百合
7番 鈴木 康広	8番 武田 悦子	9番 佐原 吉太郎
10番 須藤 軍蔵	11番 押山 義則	12番 菊地 利勝

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押山 利一	副 村 長	武田 正男
教 育 長	渡辺 敏弘	総務部長 兼総務課長	押山 正弘
住民福祉部長	作田 純一	産業建設部長	菅野 昭裕
政策推進課長	鈴木 真一	税務課長	菊地 健
住民生活課長	後藤 隆	健康福祉課長	安田 春好
産業課長	藤田 良男	建設課長	杉原 仁
環境保全課長	伊藤 寿夫	会計管理者 兼出納室長	菊地 美和
教育総務課長	橋本 哲夫	生涯学習課長	渡辺 雅彦
農業委員会 事務局 長	神野藤 浩和		

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第45号から議案第56号及び報告第1号）

議案第45号 大玉村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

議案第46号 令和5年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて

議案第47号 大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第48号 平成23年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 9 号 大玉村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

議案第 5 0 号 大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 5 1 号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

議案第 5 2 号 令和 5 年度大玉村一般会計補正予算について

議案第 5 3 号 令和 5 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 5 4 号 令和 5 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第 5 5 号 令和 5 年度大玉村水道事業会計補正予算について

議案第 5 6 号 大玉村農業委員会委員の任命について

報告第 1 号 令和 4 年度大玉村繰越明許費に係る繰越計算書について

提案理由の説明

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、鈴木裕也

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。令和5年第3回6月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、令和5年第3回大玉村議会6月定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 開議に先立ちまして、4月1日付の職員の人事異動により、幹部職員及び議会併任書記の異動がありましたので、議会の運営に関する基準173の規定により、職員の紹介をいたします。

執行部より、幹部職員の紹介をお願いします。副村長。

○副村長（武田正男） 執行部幹部職員紹介。

○議長（菊地利勝） 幹部職員の紹介が終わりました。

議会事務局併任書記について、事務局長より紹介させます。議会事務局長。

○議会事務局長（矢崎由美） 議会関係の職員紹介。

○議長（菊地利勝） 職員の紹介が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 開議に先立ちまして、議会の運営に関する基準157の規定により、議員の表彰の報告を行います。

これより表彰の報告を行います。

6月5日に開催されました、福島県町村議会議長会定期総会において、武田悦子君が議員在職20年の特別功勞により、鈴木康広君が議員在職11年の自治功勞により、表彰されましたので、ここにご報告申し上げます。

これより表彰の伝達を行います。

暫時休議いたします。

（午前10時03分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前10時12分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） これより本日の会議を開きます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番武田悦子君、9番佐原吉太郎君を指名いたします。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。9番。

○議会運営委員長（佐原吉太郎） おはようございます。

令和5年第3回6月定例会に当たりまして、さきに閉会中の継続調査としておりました今期定例会の会期日程等について、去る6月12日午前10時より、第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下、報告申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び会議日程等について、次のように決定いたしました。

今期定例会に提出されます事件は、村長提出の議案13件で、その内容は、専決処分承認案件2件、条例改正案件4件、補正予算案件4件、人事案件1件、その他1件、報告1件の、合わせて13件であります。

また、今期定例会の一般質問者は9名であります。

以上のことから、会期につきましては、本日6月15日から20日までの6日間と決定いたしました。

また、日程、会議区分及び議事内容につきましては、

本日15日 本会議 村長の行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、請願及び陳情の委員会付託、委員会

6月16日 休会 （議案調査のため）

6月17日 休会

6月18日 休会

6月19日 本会議 一般質問 7名

6月20日 本会議 一般質問 2名、議案審議、付託事件の委員長審査報告及び審議、開会中の継続調査申出

という日程で行います。

以上のように、委員会として全員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） お諮りいたします。

会期については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、会期については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査報告について、今定例会までに受理した
請願・陳情の報告について、説明員の報告についてであり、議員派遣結果報告につい
てであり、内容は配付いたしました報告書のとおりであります。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 日程第4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第3回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かと
ご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますことを感謝を申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に
配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。
以上です。

○議長（菊地利勝） 行政報告が終わりました。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 日程第5、議案第45号から議案第56号及び報告第1号を一括上
程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（三瓶隆弘） 別紙議案書により朗読。

○議長（菊地利勝） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 日程第6、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、専決処分2件、条例改正案4件、補
正予算案4件、人事案件1件、その他1件、報告1件、合わせて13件であります。

それでは、議案第45号、大玉村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求めることについて申し上げます。

議案書をお開きください。

本案につきましては、地方税法の一部を改正法律（令和5年法律第1号）が、令和
5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い大玉
村税条例について改正が必要になったため、令和5年4月1日付で本条例の一部を改
正する条例を専決処分したので報告し、承認を求めるものであります。

主な改正の内容について申し上げます。

大玉村税条例の一部改正について、第34条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割
額の控除に関する規定で、令和6年度村民税課税分から森林環境税が導入されること
に伴い、所要の改正を行うものであります。

第36条の3の2については、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書
に関する規定で、前年の最後に提出した事項と異動がないときは、その旨記載した申
告書を提出することができるとする記載事項の簡素化の規定を追加し、追加に伴う項

ずれを反映させるための改正を行うものであります。

第38条、第41条及び第44条については、個人の村民税の徴収の方法等、個人の村民税の納税通知書及び給与所得に係る個人の村民税の特別徴収に関する規定で、森林環境税の導入に伴い、個人の村民税の均等割の賦課徴収に併せて賦課徴収することとされたことにより、納税通知書に記載すべき納付額及び徴収の方法について所要の改正を行うものであります。

第46条については、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等に関する規定で、施行規則で定める様式の新設に伴い改正を行うものであります。

第47条、第47条の2及び第47条の6については、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ、公的年金等に係る個人の村民税の特別徴収及び年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れに関する規定で、それぞれ森林環境税の導入に伴い所要の改正を行うものであります。

第48条及び第50条については、法人の村民税の申告納付及び法人の村民税に係る不足税額の納付の手續に関する規定で、施行規則様式の新設に伴う改正と租税特別措置法改正に伴う項ずれを反映させるために改正を行うものであります。

第82条については、軽自動車税の種別割の税率に関する規定で、いわゆる電動式キックボードの類のものを特定小型原動機付自転車とし、特定原付の種別割の税率を2,000円とする改正を行うものであります。

第98条及び第101条については、たばこ税の申告納付の手續及びたばこ税に係る不足税額等の納付手續に関する規定で、施行規則様式の新設に伴い改正を行うものであります。

附則第8条については、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例に関する規定で、適用期限を3年延長し令和9年度までとするものであります。

附則第10条及び附則第10条の2については、読替規定及び法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定で、それぞれ法律の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

附則第10条の3については、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、大規模な修繕が行われたマンションに係る規定が新設されたことに伴い第12項として規定し、項ずれを反映させるための所要の改正を行うものであります。

附則第15条の2及び附則第15条の6については、軽自動車税の環境性能割の非課税及び軽自動車税の環境性能割の税率の特例に関する規定で、環境性能割の導入に伴い臨時的軽減措置が講じられていましたが、期間終了に伴い規定を削除するものであります。

附則第15条の2の2については、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に関する規定で、前条の削除に伴い条を改正し、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして不足税額を徴収する場合に、加算する割合を変更する改正を行うものであります。

附則第16条については、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定で、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、50%軽減対象については3年間、25%軽減対象については2年間、それぞれ特例の期限を延長するものであります。

附則第16条の2については、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定で、附則第16条の改正に伴う項ずれを反映させ、環境性能割と同様に、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして不足税額を徴収する場合に、加算する割合を変更する改正を行うものであります。

附則第17条の2については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例に関する規定で、法律改正に合わせ適用期限を3年延長し、令和8年度までとするものであります。

附則第25条については、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に関する規定で、次条第26条が令和5年1月1日に削除になったことに伴い規定を整備するものであります。

次に、附則第1条では施行期日を、附則第2条、附則第3条及び附則第4条ではそれぞれ村民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置について定めるものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

次に、議案第46号、令和5年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

今回の補正は、物価高騰緊急対応事業等を実施するに当たり、速やかに所要の措置を講じるため、令和5年4月26日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、補正予算1ページをお開き願います。

補正予算第1号は、既定の予算の総額に1,116万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,597万円とするものであります。

それでは、補正予算の主な内容について、歳出からご説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

款2総務費の新型コロナウイルス感染症対策費の事項①飲食店等応援前払利用券発行支援に要する経費は、プレミアム分を付加した利用券の発行により、物価高騰、燃油高騰の影響を受ける飲食店等を支援するための経費662万2,000円の補正計上であります。

款3民生費の児童措置費、事項③低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費は、特に家計への影響が大きい低所得の子育て世帯を対象とした給付事業に必要な経費454万1,000円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

まず、6ページをお開きください。

款15国庫支出金の総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生

臨時交付金662万2,000円、民生費国庫補助金は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費等454万1,000円の補正計上であります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

それではまた議案書のほうにお戻りいただいて、議案第47号、大玉村国民健康保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い所要の改正を行うとともに、令和5年度国民健康保険税「本算定課税」に係る税率の改正を行うものであります。

政令の関係部分の改正内容について申し上げます。

社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納税意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険負担に一定の限度額を設けており、国民健康保険税においては、その額は政令で定められております。

国民健康保険税の賦課限度額については、令和4年度に3万円引き上げられたところではありますが、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、令和5年度においても後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を20万円から22万円に、2万円引き上げられました。

また、保険税負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割に係る保険税について軽減が行われております。低所得者に対する軽減措置については、経済動向等を踏まえ、生活水準が変わらなければ引き続き軽減を受けることができるよう、軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減については28万5,000円から29万円に、2割軽減については52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げられました。

この改正を受け、第2条第3項の後期高齢者支援金等課税額の上限を2万円引上げ22万円に、第21条第1項第2号の5割軽減では、軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額について5,000円を引上げ29万円に、同条第3号の2割軽減では1万5,000円を引上げ53万5,000円とするものであります。

なお、税額算定の按分率である所得割の税率、均等割額及び平等割額については、医療費が増加傾向にある中、将来にわたる医療費の増高に対応するため少しずつでも引き上げていくことが特別会計と目的税の趣旨から必要とされるところですが、新型コロナウイルス感染症蔓延による経済的影響及び世界情勢の不安定化による農業者を含む個人事業者の事業不振や非正規労働者の不安定な労働環境・実態、さらには物価全般が上昇傾向にあった中、令和2年度に大幅に税率を引下げ、令和3年度及び令和4年度にはほぼ据置きとし、基金取崩しにより補填を行ってまいりましたが、結果、基金の残高が年々少なくなっている状況と、令和5年度においては前年に比し課税標準額

の総額が1割弱ほど減額となっており、さらには被保険者数については140人、8.15%減少、世帯数については49世帯、4.67%減少しております。

按分率を応能割50.20%、応益割を49.80%として、軽減が適用される応益割を若干増やすことにより計算いたしますと、1人及び1世帯当たりの負担額を若干ではありますが抑えられることから、按分率を変えながら所得割の率、均等割額及び平等割額について若干の増とさせていただいたところではありますが、これにより算定した1人当たりの算定額は11万214円で前年度と比較し1.0%の増、1世帯当たりでは16万2,692円で2.3%の減としたところであります。

次に、議案第48号、平成23年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、平成23年東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の免除措置等に対する国の財政支援が延長され、令和5年度においても措置されることになり、条例改正の必要が生じたことから、平成23年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を定めるものであります。

改正の内容について申し上げます。

国民健康保険税に係る減免規定に「第4条の12」を新たに追加するもので、減免の内容については、上位所得層を除く被保険者で、旧避難指示区域等に居住していたために避難を行っている世帯は全額を、旧避難指示区域等に居住していたために避難を行っているが、平成26年度までに指定が解除された地域に居住していた世帯は半額を、上位所得層の被保険者で、令和4年度及び令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたために避難を行っている世帯は、令和5年4月から9月分までに相当する月割算定額を、帰還困難区域に居住していたために避難を行っている世帯は全額を、それぞれ免除するものであります。

なお、これら規定により減免する国民健康保険税相当額については、令和5年度の特別調整交付金により財政支援を受けることとなります。

附則では、施行期日及び適用について定めるものであります。

次に、議案第49号、大玉村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が、厚生労働省令から内閣府令の扱いとされることに伴う改正であり、第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

続いて、議案第50号、大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び、子

ども家庭庁設置法及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第７６号）が改正されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

改正の内容について申し上げます。

第２条につきましては、本条例で使用する用語を、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）において使用する用語と統一するための改正であります。

また、本条例第２条の改正に伴い、本条例中の「支給認定」を、「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定有効期間」と文言統一のための改正をします。

第４条、第６条から第８条、第１３条、第２０条、第３５条から第３７条、第４０条、第５１条、第５２条につきましては、子ども・子育て支援法改正により、法第１９条第２項が削除されたことにより法引用条項の改正であります。

第３７条につきましては、事務移管により「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が内閣府令の扱いとされたことに伴う改正であります。

第４４条につきましては、保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことによる改正であります。

次に、議案第５１号、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について申し上げます。

本案につきましては、一部事務組合であります福島県市町村総合事務組合に加入している田村広域行政組合が令和５年３月３１日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため、規約を変更する必要があることから、組合規約の変更に関する協議について、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第５２号から議案第５５号、令和５年度各会計補正予算について、概要のみご説明を申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、補正予算書のほうをお開き願います。

補正予算書１ページをお開き願います。

議案第５２号、令和５年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策費などの経費について、緊急性・重要性を勘案した予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ７，９３４万８，０００円を追加し、予算の総額を４５億３，５３１万８，０００円とするものであります。

第２条では、４ページに記載のとおり、地方債の補正について定めるものであります。

続きまして、議案第53号、令和5年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

31ページをお開きください。

今回の補正は、本年度における保険税や各種納付金等の精査を行い、その結果に基づき、調整を行ったものであります。

本算定に基づく保険税につきましては、前年度繰越金を充当することにより、保険税率は前年度と比べて1人当たり1.0%の増、世帯当たりで2.3%の減とし、被保険者の負担を抑えられるよう、所要の措置を講じた予算の編成をしたものであります。

その結果、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,300万1,000円を追加し、予算の総額を8億6,260万6,000円とするものであります。

続いて、議案第54号、令和5年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

39ページをお開きください。

今回の補正は、国庫負担金等の交付決定に伴う財源の調整等を行い、既定の予算の総額を変えない編成をしたものであります。

続きまして、議案第55号、令和5年度大玉村水道事業会計補正予算について申し上げます。

47ページをお開き願います。

補正予算第2条は、予算第3条に定めた収益的支出において所要見込みの調整を行い、既決予算額に60万円を追加し、予定額の総額を1億5,444万2,000円とするものであります。

また、補正予算案第3条は、予算第4条に定めた資本的収入の企業債に970万円、資本的支出の建設費に同額の970万円を補正計上し、予定額の総額を1億7,472万円とし、不足する財源は、内部留保資金等で補填するものであります。

それでは、議案のほうにお戻りいただいて、議案第56号、大玉村農業委員会の任命について申し上げます。

本案は、現行農業委員会委員の任期満了に伴う新たな委員の任命に伴い、大玉村玉井字町106番地、三瓶賢一氏ほか8名につきまして、人格、見識ともに最適者であることを認め、大玉村農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、当委員の任期につきましては、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間です。

次に、報告第1号、令和4年度大玉村繰越明許費に係る繰越計算書については、資料をご覧ください。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 命により、議案第52号から議案第55号、令和5年度各会計補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書をご覧いただきたいと思います。

初めに、議案第52号、令和5年度大玉村一般会計補正予算について。

それでは、補正予算の主な内容について、歳出からご説明を申し上げます。

12ページをお開き願います。

款2総務費は、総額4,042万8,000円の補正計上であります。

以下、主な事務事業等について申し上げます。

企画費の事項⑤定住促進対策に要する経費は、玉井字北ノ内地内ほか4地区の住宅団地、合わせて35区画に係る補助金1,750万円の補正計上であります。

諸費の事項②防犯対策に要する経費は、防犯カメラの設置に対する補助金50万円の補正計上であります。

災害対策費の事項④農山村地域復興基盤総合整備に要する経費は、調査を行ったため池6か所が全て基準値内であった結果を受け、詳細調査業務委託料2,200万円の減額計上であります。

国内外交流費の事項①国内外交流事業に要する経費は、福島県地域創生総合支援事業補助金の採択を受け、マチュピチュ村長一行の来村経費等増額分として、合わせて312万4,000円の補正計上であります。

新型コロナウイルス感染症対策費は、合わせて3,770万3,000円を補正計上し、事項②電動機械導入支援に要する経費から15ページ下段の事項⑧小中学生給食費助成に要する経費まで、引き続き各種支援を行うものであります。

16ページをお開き願います。

中段の款3民生費は、総額2,466万6,000円の補正計上であります。

主な事業として、社会福祉総務費の事項⑨電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に要する経費は、住民税非課税世帯の経済的負担を軽減するための給付金支給に要する経費1,578万4,000円の補正計上であります。

18ページをお開き願います。

障がい者福祉費の事項③障害者総合支援法に要する経費は、人工内耳用音声信号処理装置等購入補助金125万4,000円の補正計上であります。

老人福祉費の事項①職員人件費等、老人福祉に係る共通経費は、低所得者保険料軽減事業費などの介護保険特別会計繰出金680万1,000円の補正計上であります。

下段の款4衛生費は、総額622万9,000円の補正計上であります。

予防費の事項②妊産婦健康管理に要する経費は、福島県が実施する不妊治療支援事業助成金に対して、村独自に上乘せ助成を行うための経費60万円の補正計上であります。

20ページをお開き願います。

款6農林水産業費は、総額1,439万9,000円の補正計上であります。

農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費は、農業振興公社で使用する軽ダンプや作業機械等の備品購入費370万円を含め、合わせて1,024万円の補正計上であります。

中段の事項⑥地域おこし協力隊（農業分野）に要する経費は、新規就農や農業の活性化を目的とした地域おこし協力隊設置経費328万7,000円の補正計上であります。

22ページをお開き願います。

款7商工費は、総額995万6,000円の補正計上であります。

観光費の事項②ふるさと納税に要する経費は、ゴルフ場利用者を対象とした「ふるさと納税自動販売機」を大玉カントリークラブに設置し、新たな寄附の掘り起こしを図るための経費608万6,000円の補正計上であります。

事項③アットホームおおたま管理に要する経費は、現状分析や経営戦略を策定するための経営コンサルタント業務委託料297万円を含め、合わせて317万円の補正計上であります。

下段の款8土木費は、総額59万2,000円の減額計上であります。

道路新設改良費の道路新設改良に要する経費は、社会資本整備総合交付金の交付額確定に伴い、交付金対象事業と村単独事業の組替え調整を行い、合わせて1,429万円の減額計上であります。

24ページをお開き願います。

都市計画総務費の都市計画の管理事務に要する経費は、（仮称）大玉村子育て支援センターや高速道路バスタップ、あだたらの里直売所を核とした地域振興施設の整備を図るための立地適正化計画策定業務委託料1,350万円の補正計上であります。

中段の款9消防費は、5万円の補正計上であります。

款10教育費は、総額1,589万7,000円の減額計上であります。

事務局費の事項②教委事務局の管理運営に要する経費は、学校給食費補助金を新型コロナウイルス感染症対策費に組み替えたことにより、1,660万6,000円の減額計上であります。

以下、各学校、幼稚園費におきましては、教育費寄附金を財源とした備品購入費をそれぞれ計上しております。

26ページをお開き願います。

下段の款11災害復旧費は、財源調整であります。

28ページをお開き願います。

款14予備費は、財源を調整し、10万9,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。

款15国庫支出金の民生費国庫負担金は、低所得者保険料軽減強化事業費340万円の補正計上であります。

総務費国庫補助金は、福島再生加速化交付金で2,200万円の減額、新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金合わせて4,972万2,000円の補正計上であります。

衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費522万9,000円、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金1,396万4,000円の補正計上であります。

款16県支出金の民生費県負担金は、低所得者保険料軽減強化事業費170万円の補正計上であります。

総務費県補助金は、国内外交流費のマチュピチュ村長等来村経費に充当となる福島県地域創生総合支援事業費519万7,000円、農林水産業費県補助金は、農業機械導入を対象とした産地生産力強化総合対策事業補助金242万1,000円の補正計上であります。

10ページをお開き願います。

款18寄附金の一般寄附金は、個人からの1件で25万円の寄附受入れにより24万9,000円の補正計上であります。

ふるさと納税寄附金は、ふるさと納税自動販売機の設置に伴う見込額1,200万円の補正計上であります。

民生費寄附金は、個人からの寄附1件で25万円、教育費寄附金も、個人からの寄附1件で50万円の補正計上であります。

款19繰入金金は、財政調整基金取崩しで3,000万円の補正計上、ふるさと応援基金取崩しで24万7,000円の減額、農業振興基金取崩しで370万円の補正計上であります。

款22村債の土木債は、3,010万円の減額、災害復旧債の公共土木施設災害復旧事業債は、250万円の補正計上であります。

以上、一般会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第53号、令和5年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

36ページをお開き願います。

款3国民健康保険事業費納付金の一般被保険者医療給付費分は130万8,000円の増額、一般被保険者後期高齢者支援金等分は31万2,000円の減額、介護納付金分は48万6,000円の補正計上であります。

これらは、いずれも県納付金の納付額確定に基づく計上であります。

予備費は、財源を調整し14万9,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

34ページをお開き願います。

款1国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税は、医療給付費分で1,049万4,000円、介護納付金分で549万5,000円、後期高齢者支援金分で1,538万円と、いずれも減額計上であります。

款6繰越金は、前年度剰余金見込額3,300万円の補正計上であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げました。
次に、議案第54号、令和5年度大玉村介護保険特別会計補正予算について。
それでは、補正予算の内容について、歳出よりご説明を申し上げます。

44ページをお開き願います。

款2保険給付費の居宅介護サービス給付費は、財源調整であります。
続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

42ページをお開き願います。

款1介護保険料は、低所得者保険料軽減強化事業の取り組みにより、特別徴収保険料で638万6,000円、普通徴収保険料で41万5,000円といずれも減額計上であります。

款7繰入金の低所得者保険料軽減事業繰入金は、680万1,000円の補正計上
であります。

以上、介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第55号、令和5年度大玉村水道事業会計補正予算についてご説明を
申し上げます。

48ページをお開き願います。

補正予算第4条は、予算第5条に定めた水道事業債を補正計上するものであります。

49ページをお開き願います。

予算の実施計画であります。

なお、参考資料としまして、50ページ、51ページ、ご覧をいただきますと、予
算明細書をつけてございます。それぞれ明細を記載してございますので、内容等ご覧
を賜ればと思います。

以上のとおり、令和5年度各会計に係る補正予算について、提案理由のご説明を申
上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 提案理由の説明が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第7、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

3月定例会以降、今定例会までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りいたしま
した写しのとおり、請願第1号の1件、陳情第2号の1件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託をしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付いたしております付託表のとおり、請願第1号及び陳情第2号を総務文教常任
委員会に付託いたします。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散
会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時03分）